

## 違反対象物一覧表

令和8年6月22日現在

|   | 防火対象物の名称              | 防火対象物の所在地              | 違反の内容       |            | 備考   |
|---|-----------------------|------------------------|-------------|------------|--|
|   |                       |                        | 違反事項        | 根拠法令等の条項   |  |
| 1 | 芝本第2ビル                | 神奈川県大和市<br>大和南一丁目4番15号 | 自動火災報知設備未設置 | 消防法第17条第1項 | 自動火災報知設備が未設置のため、火災の早期発見が遅れ、避難や初期消火に影響が生じるおそれがある。 |
| 2 | 太鼓／五月荘                | 神奈川県大和市<br>桜森二丁目10番5号  | 自動火災報知設備未設置 | 消防法第17条第1項 | 自動火災報知設備が未設置のため、火災の早期発見が遅れ、避難や初期消火に影響が生じるおそれがある。 |
| 3 | YuRiKe<br>THE GALLERY | 神奈川県大和市<br>深見西四丁目6番8号  | 屋内消火栓設備未設置  | 消防法第17条第1項 | 屋内消火栓設備が未設置のため、火災の初期消火が有効に実施されず、被害に影響が出るおそれがある。  |

※ホームページの更新状況により、最新の情報が反映されないことがあります。